

市県民税と所得税の申告相談会場のお知らせ

☎ 051-6524

「平成29年度市県民税の申告」と、「平成28年分所得税の確定申告」受付相談は、市役所本庁舎と北部振興局を中心として、下表の申告相談会場で受け付けます。

- 各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくこともあります。相談者が多い場合は、時間内であっても受け付けできない場合があります。
- 支所会場が混雑している場合は、開催期間の長い本庁会場または北部振興局会場をご利用ください。

●税務課および北部振興局福祉生活課、各支所窓口では、申告相談を受け付けていません。下記の各会場でお願いします。

問合せ先

税務課	(☎65-6524)
北部振興局	(☎82-5901)
浅井支所	(☎74-3020)
びわ支所	(☎72-3221)
虎姫支所	(☎73-3001)
湖北支所	(☎78-1001)
高月支所	(☎85-3111)
余呉支所	(☎86-3221)
西浅井支所	(☎89-1121)

申告相談会場		申告相談日	受付時間
本庁	1階：多目的ルーム	2月16日(木)～3月15日(水)	【午前の部】 8時30分～11時
北部振興局	2階：第1・2会議室		
びわ支所	2階：サークル活動室	2月20日(月)～21日(火)	【午後の部】 13時～16時
虎姫支所	1階：会議室	2月22日(水)～23日(木)	
高月支所	3階：会議室	2月24日(金)～28日(火)	※土日を除きます。
湖北支所	1階：会議室	3月1日(水)～3日(金)	
浅井支所	3階：大会議室	3月6日(月)～8日(水)	※会場が変更になる場合があります。
西浅井支所	2階：視聴覚室	3月9日(木)～10日(金)	
余呉支所	1階：会議室	3月13日(月)～14日(火)	

【申告される皆さんへ】

- ◎申告の受付は、会場に設置される**所定の受付確認票の記載**ができた人から行います。
- ※申告相談受付確認票の内容によっては、申告が受け付けられない場合があります。
- ◎相談内容は、市県民税の申告、所得税の確定申告で、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告です。
- ※営業、不動産、配当、譲渡（株式含む）所得に関することや青色申告についての相談は、税務署でお願いします。
- ◎事業所得（農業所得含む）や不動産所得などがある人は、「**収支内訳書**」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、事前に書類を作成してお越しくください。
- ※収支内訳書を作成されていないときは、申告相談の受付ができませんのでご注意ください。
- ◎医療費控除を申告する人は、平成28年中に支払われた**医療費の総額を必ず事前に計算**してお越しくください。（文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります）。また、健康保険や生命保険などで補った保険金などがあれば、その金額がわかるものを必ずお持ちください。
- ※医療費の総額を計算されていないときは、申告相談会場において、ご自身で計算してからの受付になります。

◆申告に関する詳しい内容は、次号（1月15日号）でご確認ください。

長浜税務署からのお知らせ

◆長浜税務署での確定申告書作成会場

☎ 個人課税部門 (☎621-6144)

平成28年分の確定申告書等作成会場開設日をお知らせします。なお、税目により相談期間が異なりますので、ご注意ください。

所得税および復興特別所得税

【期間】 2月16日(木)～3月15日(水)

※いずれも開設時間は9時～17時（土日は除く）

※確定申告書等作成会場の相談受付は、16時までです。また、申告会場の混雑状況によって早めに締め切らせていただく場合があります。

※相続税の相談は、事前予約制です。資産税担当（☎621-6186）まで面接日時等を予約してください。

◆源泉所得税の納付は

☎ 電子納税がお近くの金融機関へ

☎ 管理運営部門 (☎621-6146)

源泉所得税の納付期限が近づくと、窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。

特に源泉所得税の納付については、簡単な手続きで利用できる**ダイレクト納付**をお勧めします。

◆納税証明書の取得には

☎ e-Taxを使ったオンライン請求を

☎ 管理運営部門 (☎621-6146)

納税証明書のオンライン請求は、自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で納税証明書請求データを作成・送信し、窓口で本人確認後に受け取る方法です。

窓口での書面による請求と比べ、短時間で受け取ることができます。また、交付手数料が通常（400円）より安い370円（1税目、1年度、1枚）になります。

農耕作業用車両をお持ちの人へ

☎ 税務課 (☎651-6508)

農耕作業用車両の登録がお済みでない人は**早めに手続き**をお願いします。

田植機、コンバイン、トラクターなどの農耕作業用車両のうち、最高速度が時速35km未満の乗用装置がある車両は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の課税対象となるので、登録手続きをお願いします。

【持ち物】

- ・印鑑
- ・届出者の本人確認書類（運転免許証など）
- ・販売証明書または譲渡証明書
- ・委任状（納税義務者と届出者が別世帯のとき）

申請窓口

税務課（東館1階）
北部振興局福祉生活課・各支所



償却資産の申告は1月31日まで

☎ 税務課 (☎651-6523)

固定資産税における償却資産とは

会社や個人で工場、商店などを営んでいる人や、アパート、駐車場を貸している人などが、その事業のために用いる資産（構築物・機械・工具・備品など）のことで、土地・家屋とともに固定資産税の課税対象となります。

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。

償却資産をお持ちの人は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の資産状況について申告が必要です。

なお、償却資産の申告書類が必要な人は、担当課まで連絡ください。

※前年から資産の増減が無い場合や、廃業した場合も申告が必要です。

